

各種審議会等審議結果公表シート

会議の名称	第1回中津川市介護保険運営協議会
開催日時	令和3年6月24日(木) 13時30分～15時10分
開催場所	中津川文化会館 2階 2-3会議室
出席者の役職名	<p>委員：恵那医師会代表・老人保健施設代表・老人福祉施設代表・居宅介護支援事業者代表・居宅介護支援事業者代表・区長会連合会代表・老人クラブ連合会代表・ユニオンネット中津川代表・東濃地区労働組合協議会代表・被保険者代表・介護相談員代表</p> <p>事務局：市民福祉部長・市民福祉部福祉局長・高齢支援課長・介護保険課長・高齢支援課長補佐・介護保険課係長・同主任主査</p>
傍聴者	なし
話し合われた内容(会議録又は審議概要)	別紙
会議資料	(添付ファイル)
次回開催予定日時	令和4年2月頃
次回開催予定場所	中津川市健康福祉会館
所管部課	市民福祉部介護保険課

欠席者

- ・訪問看護事業者代表
- ・被保険者代表
- ・社会福祉協議会代表
- ・民生委員児童委員協議会連合会代表

令和3年度 第1回中津川市介護保険運営協議会

令和3年6月24日(木) 13:30~15:10
中津川文化会館 2階 2-3会議室

進行：介護保険課長

- 1 あいさつ
- 2 委員交代に伴う後任委員の委嘱
- 3 議題

(1) 高齢者・介護保険の状況について 資料 1

<事務局説明>

会長：保険料滞納の主な原因として65歳到達で、初めてご自分で保険料を支払うことになった方が、保険料は年金または給与から天引きされるという誤った認識による納め忘れがあるとの説明がありましたが、現役の時にも、そういった内容の説明をしていますか。

事務局：保険証を65歳の誕生日が来る前の月にお送りしますが、その時に次の月から保険料の支払いが始まり、納付書で納めていただく形になるという手紙を一緒に入れてさせていただいています。

(2) 地域支援事業について 資料 2

<事務局説明>

委員：中津川市認知症まもりのわSOSネットワーク事業の「どこシル伝言板」を利用するための手続き、方法を教えてください。

事務局：認知症まもりのわSOSネットワーク事業に「どこシル伝言板」という認知症の方を搜索するためのシステムが追加で設定されます。事業の実施が6月28日からということで今、準備が最終段階にきています。

広報につきましては、ケアマネジャーさんや事業所に説明をさせていただいたり、中津川市の広報やメール配信をして、市内の方に周知を図って参りたいと思っています。

母体となる認知症まもりのわSOSネットワーク事業では、認知症で行方不明になってしまう恐れがあるという方に、写真等を登録していただき、警察等とも連携できるような体制をとっていますが、登録していただいた方の中で、ご賛同・ご希望される方については、見つけるためのコードが入ったシールを、作成・交付させていただき、認知症の方が行方不明となった場合に早期発見につながります。

委員：第2層協議体は、どういうメンバーが、どのような活動をしているか教えてください。

事務局：第2層協議体につきましては、各地区で高齢者を支えていけるような地域資源の把握とか、地元の要望を集約するためのメンバーということで、民生委員さんなど地域の方々3、4名が協議体としていらっしゃいます。生活支援コーディネーターさんが1人おられますので、その方と要望等について協議をしながら、地域の問題を解決する仕組みをどうやって作ろうかという協議の場となっています。

社会福祉協議会への委託事業ですが、今回はコロナのこともあり、なかなか思うような活動ができなかったという話を聞いています。実施報告の内容としましては、地元にどのような要望があるかというアンケート調査を実施して、各地区の状況把握をしたという報告を受けています。

(3) 介護保険における制度改正について

資料 3

<事務局説明>

委員：負担限度額の3段階が①と②にわかれますが、①と②の割合の見込みは出ていますか。

事務局：今回は収入要件の変更と、預貯金額の変更も加えてありますが、現在は預貯金額を一律、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円と判定しており、預貯金額の部分が把握できていないため、正確な人数はわかりませんが、5月現在の認定状況ですと、3段階の方が508名で、この中の方々が影響を受けられると思われま

委員：負担額が増えると支払いが滞ることが想定されますが、この限度額になった根拠はありますか。

事務局：負担限度額制度は、厚生労働省が定める制度のため、市は根拠を持っておらず、国の決定に基づいた内容となります。

(4) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る

地域密着型サービス事業者（公募）について

- ・株式会社ビジュアルビジョン
- ・Car e Bank株式会社
- ・社会福祉法人敬愛会

資料 4
事業所資料 ①
事業所資料 ②
事業所資料 ③

<事務局説明>

会長：説明のあった施設は開設年度が令和3年度とありますが令和3年度に開設できますか。

事務局：これから指定の準備をしていきますが、令和3年度に着工することとしていますので、着工は可能だと考えています。

会長：応募がなかった小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は今後も公募を行いますか。

事務局：来年度に再公募を行いたいと考えています。

会長：県外の事業者が応募しているが、開設してからの管理運営はどのように行われますか。県外の方が中津川市へ派遣されるのですか。

事務局：従業員は地元で雇用し、事業が軌道に乗るまでの当分の間は、本社の管理者が中津川市に住みながら運営をしていく予定です。

会長：県外の事業者が中津川市で事業を運営することは、地域の特色の把握など困難な状況も想定されるので、市が運営状況をきちんと確認してほしい。

事務局：市が事業者の運営状況を確認していきます。

会長：議事について、ご異議はありますか。

委員：異議なし。

(5) 地域密着型施設等の指定更新について 資料 5

<事務局説明>

会長 : 実地指導のサイクルはサービス種類などによって違いますか。

事務局 : サービス種類にかかわらず指定期間は6年で、サービス種類にかかわらず指定期間の6年の間に1回実施指導を計画しています。

会長 : 指定更新について、ご異議はありますか。

委員 : 異議なし。

[閉 会]